

特記仕様書

(適用範囲)

- 第1条 本特記仕様書は、阿南市（以下「発注者」という。）の実施する「大野水源地下大野系送水設備更新設計業務」（以下、本業務という。）に適用する。
- 2 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「徳島県測量作業共通仕様書」、「徳島県設計業務共通仕様書」、「水道施設設計業務委託標準仕様書（日本水道協会）」（以下、「仕様書」という）を準用する。
- 3 受注者は、契約図書、関係諸法規・指針並びに本特記仕様書を遵守し、本業務を実施しなければならない。

(業務の目的)

- 第2条 本業務は、大野水源地の下大野系送水設備の更新工事に必要となる設計図書の作成を目的とする。なお、本業務の実施にあたっては、施工上、支障のない範囲で経済的かつ合理的な設計をしなければならない。

(業務場所)

- 第3条 本業務の対象場所は、別途位置図に示す箇所とする。

(業務計画書)

- 第4条 本業務を実施するにあたっては、契約締結後、速やかに設計書及び本特記仕様書に基づいた業務計画書を作成・提出し、監督員の承認を受けるものとする。なお、業務計画書は、下記事項を明記したものとする。

- ・業務概要
- ・実施方針
- ・業務工程
- ・業務組織計画
- ・連絡体制
- ・その他必要と認められる事項

(業務内容)

- 第5条 本業務の内容については、別添設計書のとおりとする。なお、内容等の変更については発注者との事前協議により定めることとする。

(1) 更新対象施設

下大野系送水設備

(2) 既設設備概要

送水ポンプ設備 4台（規格：吐出量 4.6 m³/min、全揚程 74m、出力 95kW）

電動機設備 一式

ポンプ制御設備 一式

計装設備 一式

監視・制御設備 一式

(3) 設計協議

本業務における打合せは、以下の3回を予定している。ただし、その他にも電話連絡等により発注者の意図が十分反映できるように配慮すること。

1. 業務着手時
2. 中間打合せ 1回
3. 成果納入時

業務着手時および成果納入時には管理技術者が立ち会うものとする。なお、本業務の中間打合せ

は1回を予定しているが、必要に応じ増減することがある。

(4) 基本設計業務

受注者は、既設設備の現況及び将来の水需要動向を踏まえ、次のとおり送水設備更新に係る基本設計を行うものとする。

1. 既設設備の現況調査
2. 送水実績及び運転状況の整理・分析
3. 将来水需要予測
4. 必要送水能力の算定
5. 送水ポンプ設備のダウンサイジング検討
6. ポンプ台数及び容量の比較検討
7. 制御方式（インバータ制御等）の検討
8. 関連する電気設備及び計装設備の更新検討
9. 概算事業費及びライフサイクルコストの比較評価
10. 最適設備構成の選定及び更新計画の策定

なお、検討にあたっては、設備の効率化、省エネルギー化及び維持管理費の縮減を図ることを基本方針とする。

(5) 詳細設計業務

受注者は、基本設計において決定した設備構成に基づき、送水設備更新工事に必要な詳細設計を実施し、次の成果品を作成するものとする。

1. 設計図面の作成
2. 数量計算書の作成
3. 設計計算書の作成
4. 工事特記仕様書（案）の作成
5. 工事費積算資料の作成
6. 関係機関協議資料の作成（必要に応じて）
7. 設計審査及び照査

受注者は、設計成果の品質確保を目的として、各設計段階において照査を実施し、設計条件、設計計算、図面及び数量計算書等の整合性を確認するものとする。

(関係機関との協議)

第6条 本業務遂行のため関係機関との協議・調整が必要となる場合は、発注者と協議の上、速やかに処理するものとする。

(安全等の確保)

第7条 本業務場所は稼働中の施設であるため、作業員の安全等について十分配慮し、業務を実施すること。

(成果品)

第8条 本業務の成果品として、次のものを提出すること。

- ・成果報告書（A4版） 2部
- ・同原稿（電子媒体） 2部
- ・その他監督員が指示するもの

(疑義)

第9条 本特記仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、発注者と受注者が協議して定めることとする。